

青森県報

号外第十九号

平成二十一年
三月二十七日
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

危険物の規制に関する規則（昭和三十五年十一月青森県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

- 第三条の見出しを「（立入証）」に改め、同条中「法第十六条の五第三項」を「法第十六条の三の二第三項及び第十六条の五第三項」に、「第四条第四項」を「第四条第二項」に改める。
- 第二号様式を次のように改める。

目 次

規 則

危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則……………	(防災消防課) …… 一
医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則……………	(健康福祉政策課) …… 二
国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則……………	(高齢福祉保険課) …… 四
青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………	(障害福祉課) …… 六
青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則……………	(団体経営改善課) …… 七
青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………	(同) …… 八
青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………	(水産振興課) …… 九
青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………	(建築住宅課) …… 二
公安委員会	
青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………	(交通規制課) …… 三

規 則

危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

第 2 号 様 式 (第 3 条 関 係)

表

第 号
立 入 証
所 属 職 氏 名
年 月 日 生
<p>上記の者は、消防法第16条の3の2及び第16条の5の規定により立入りをを行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日 発行</p> <p style="text-align: right;">青森県知事 印</p>

裏

消防法（抜粋）

第16条の3の2第1項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出その他の事故（火災を除く。以下この条において同じ。）であつて火災が発生するおそれのあるものについて、当該事故の原因を調査することができる。

同条第2項 市町村長等は、前項の調査のため必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故に関係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

同条第3項 第4条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

第16条の5第1項 市町村長等は、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱つていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。

同条第3項 第4条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合にこれを準用する。

第4条第2項 消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(2) 第4条第1項、第16条の3の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第16条の5第1項若しくは第34条第1項（第35条の3第2項又は第35条の3の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注 用紙の大きさは、日本工業規格B8横長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則

医学及び医療技術者等研修規則（昭和三十六年一月青森県規則第一号）の一番を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 第二十条第五号に規定する学校又は養成所の長は、在学中の者に研修を致しむるものとするときは、研修願に次に掲げる書類を添えて地域健康福祉部等の長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 研修者名簿
 - 二 その他知事が必要と認める書類
- 上記の様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）
（その1）

研 修 願

年 月 日

部（所）長 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

貴部（所）医学研究員（医学実地修練生、薬学実地修練生、医療技術研修生、保健師、助産師、看護師実習生）として研修したいので、医学及び医療技術者等研修規則第5条第1項の規定により許可くださるよう関係書類を添えて申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

（その2）

研 修 願

年 月 日

部（所）長 殿

学校又は養成所
位 置
名 称
長の氏名

貴部（所）保健師、助産師、看護師実習生として研修させたいので、医学及び医療技術者等研修規則第5条第2項の規定により許可くださるよう関係書類を添えて申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則（平成十七年十一月青森県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

第三条中「調整対象需要額（）」の下に「第七条（附則第二項において読み替えて適用する場合を含む。）を除き、」を加える。

第五条第一項第一号中「一般被保険者に係る給付費を」を「被保険者に係る給付費を」に、「一般被保険者に係る給付費で」を「被保険者に係る給付費で」に改め、同号イ中「に係る一般被保険者」を削り、「第二十七条の十四の三第六項」を「第二十七条の十四の四第六項」に、「における一般被保険者に係る」を「における」に、「において一般被保険者に係る移送費」を「における移送費」に、「並びに当該期間において一般被保険者に係る高額療養費」を「当該期間における高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「費用の額の合算額」を「費用の額並びに当該期間において前期高齢者納付金の納付に要した費用の額の合算額（当該期間において前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」に改め、同号ロ中「一般被保険者」を「被保険者」に、「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に、「一般被保険者数」を「被保険者数」に改め、同項第二号中「老人保健医療費拠出金の」を「後期高齢者支援金の」に改め、「から当該期間における退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額」を削り、同項中第三号を削り、第

四号を第三号とし、同条第二項中「一般被保険者に」を「被保険者に」に、「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に改める。

第六条第一項第一号中「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に、「一帯海泊津市」を「一帯津市」に改め、同項第二号中「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に、「一帯津市」を「一帯津市」に改め、同項第三号中「平均一般被保険者数」を「平均被保険者数」に、「一帯津市」を「一帯津市」に改め、同条第二項中「一般被保険者平均応益保険料額」を「一般被保険者平均応益保険料額」に、「一般被保険者に」を「被保険者に」に、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号。以下「算定省令」という。）第五条第一項第一号ロに規定する保険料賦課期日」を「賦課期日又は地方税法第七百五条第二項に規定する賦課期日」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に、「賦課期日現在一般被保険者総数」を「賦課期日現在被保険者総数」に、「一般被保険者平均応益保険料額」を「平均応益保険料額」に改め、同条第三項中「一般被保険者に」を「被保険者に」に、「一般被保険者数」を「被保険者数」に、「賦課期日現在一般被保険者総数」を「賦課期日現在被保険者総数」に改め、同条第五項中「一般被保険者に」を「被保険者に」に、「当該市町村の保険料賦課期日」を「保険料賦課期日」に改め、「被保険者である世帯主を含む。以下この項において同じ。」を削り、「一般被保険者平均応益保険料額」を「平均応益保険料額」に改め、「及び保険料賦課期日におけるその世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等」を削り、「五十六万円」を「四十七万円」に、「額から、当該額に退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を基礎控除後の総所得金額等世帯総額で除して得た率（その率に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額を控除した額を、」を「額を」に、「560,000円」を「470,000円」に、「一帯津市」を「一帯津市」に改める。

第七条第一号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「が、算定省令第六条第一号イ及びロに掲げる額の合算額」を「合計額が、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）第二条に規定する調整対象需要額」に改め、同条第二号中「（退職被保険者等に係る額を除く。以下この号において同じ。）及び」（退職被保険者等に係る額を除く。）を削る。

附則第二項から第四項までを次のように改める。

2 退職被保険者等所属市町村について第五条から第七条までの規定を適用する場合

においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五條第一項		被保険者に	一般被保険者に
請求に係る		請求に係る一般被保険者に係る	
の間における		の間における一般被保険者に係る	
当該期間における		当該期間における一般被保険者に係る	
合算額（		合算額から当該期間における調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額（	
平均被保険者数		平均一般被保険者数	
被保険者数の		一般被保険者数の	
後期高齢者支援金の納付に要した費用の額		後期高齢者支援金の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額	
第五條第二項		被保険者に	一般被保険者に
平均被保険者数		平均一般被保険者数	
第六條第一項		平均被保険者数	平均一般被保険者数
第六條第二項		被保険者に	一般被保険者に
県平均応益保険料額		一般被保険者県平均応益保険料額	

第六條第三項		被保険者に	一般被保険者に
被保険者数		一般被保険者数	
賦課期日現在被保険者総数		賦課期日現在一般被保険者総数	
県平均応益保険料額		一般被保険者県平均応益保険料額	
第六條第五項		被保険者に	一般被保険者に
県平均応益保険料額		一般被保険者県平均応益保険料額	
総所得金額等（		総所得金額等及び賦課期日におけるその世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額（	
算定した額を		算定した額から、当該額に退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を基礎控除後の率に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額を控除した額を、	
第七條		被保険者	一般被保険者
調整対象需要額		調整対象需要額から、前年度の一月から当該年度の十二月までの各月の末日における介護保険第二号被保険者のうち退職被保険者等の合計数で除した数に、同令第四条第一項第三号に掲げる額を乗じて得た額を控除した額	
付に係る一部負担		による療養の給付に係る一部負担金の減免額（退職被保険者等に係る額を除く。以下この	

控除した額	控除した額（退職被保険者等に係る額を除く。）
額、	額（退職被保険者等に係る額を除く。）
額の合算額が	額の合算額が
担金の減免額	号において同じ。）

3 平成二十年度から平成二十三年度までの間において、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について第五条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号イ中「前期高齢者納付金」とあるのは、「前期高齢者納付金及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金」とする。

4 平成二十年度において、退職被保険者等所属市町村について第五条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号イ中「前期高齢者納付金」とあるのは、「前期高齢者納付金及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金」と、「調整対象基準額」とあるのは、「調整対象基準額及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

5 平成二十一年度において、退職被保険者等所属市町村について第五条の規定を適用する場合には、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第二項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

6 平成二十二年度において、退職被保険者等所属市町村について第五条の規定を適用する場合には、附則第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第三項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

7 平成二十三年度において、退職被保険者等所属市町村について第五条の規定を適

用する場合には、附則第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

8 平成二十五年三月三十一日までの間における第五条の規定の適用については、同条第一項第二号中「後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 改正後の国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十年度分の県調整交付金から適用する。ただし、平成二十年三月三十一日以前の期間に係る改正後の規則第五条の規定による費用の額の算定については、なお従前の例による。

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年四月青森県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「各号」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 知事が別に定める申込者告知書

第四条第一項第四号中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同条第二項中「第四号様式」を「第三号様式」に、「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条第三項中「第六号様式」を「第五号様式」に、「第六号様式の二」を「第六号様式」に改める。

第四条の二第一項中「申込者告知書（第二号様式）」を「知事が別に定める申込者告知書」に改め、同条第二項中「第四号様式」を「第三号様式」に、「第五号様式」

を「第四号様式」に改める。

第四条の三中「第六号様式の三」を「第七号様式」に改める。

第四条の四中「第六号様式の四」を「第八号様式」に改める。

第六条第三項中「第七号様式」を「第九号様式」に改め、同条第四項中「第八号様式」を「第十号様式」に、「第九号様式」を「第十一号様式」に改める。

第七条第一項中「第十号様式」を「第十二号様式」に改め、同項第一号イ中「とを」とは、「の下に「知事が別に定める」を加え、「(第十一号様式)」を削り、同項第二号イを次のように改める。

イ 知事が別に定める障害診断書

第十条第二項第一号中「障害診断書(第十二号様式)」を「知事が別に定める障害診断書」に改める。

第十一条中「第六号様式の三」を「第七号様式」に改める。

第十二条中「第六号様式の四」を「第八号様式」に改める。

第二号様式を削り、第三号様式を第二号様式とし、第四号様式から第六号様式までを一様式ずつ繰り上げ、第六号様式の二を第六号様式とする。

第十一号様式及び第十二号様式を削る。

第十号様式中「(第十一号様式)」及び「(第十二号様式)」を削り、同様式を第十二号様式とする。

第九号様式を第十一号様式とし、第八号様式を第十号様式とし、第七号様式を第九号様式とし、第六号様式の四を第八号様式とし、第六号様式の三を第七号様式とする。

第二十七号様式中

施設入所等の有無	1 (1) 施設入所	年金管理者の有無	1 有
	種類		(1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他
現況	(2) 入院		
	(3) 在宅		
	(4) その他		
	2 (1) 特別支援学校 (2) 特別支援学級		()

を

(3) 就 労 2 無

年金管理者の有無	1 有								
	(1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 ()								
	2 無								

」

「記入上の注意 (1) 「現況」の欄は、年金受給権者又は年金管理者が記入し難い場合は、市町村福祉事務所等で記入して差し支えありません。

(2) 「施設入所等の有無」の欄については、1の欄は必ずいずれかを、2の欄は該当する場合のみ、で囲んでください。

「記入上の注意

「年金管理者の有無」の欄は、年金受給権者又は年金管理者が記入し難い場合は、市町村福祉事務所等で記入して差し支えありません。」

改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 枝 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年十月青森県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は」を「及び」に改め、「団体」の下に「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。) 第十一条第一項の規定により読み替えて適用され

る法第三条第一項の認定中小企業者」を加える。

第二条第一項中「農業改良措置（）」の下に「農商工等連携促進法第十一条第一項の規定により農業改良措置とみなされる措置を含む。」を加え、「第十一号」を「第十一号」に改め、「同号口に掲げる資金にあつては認定農業者、農業経営基盤強化促進法第六条第一項の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「農業経営基盤強化促進基本構想」という。）に定める効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められる者で第三条第三号及び第五号に掲げるもの並びにこれらの者が中心となつて組織する生産団体のみを」を削り、同項第十一号を次のように改める。

十一 前各号に掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる資材費（種苗費、肥料代、農薬費、燃料費等をいう。）、雇用労賃又は機械若しくは施設の修理費（農業改良措置の実施に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金

第二条第二項中「認定農業者」の下に「及び次条第十一号に掲げる者」を加え、同条第三項中「掲げる資金」の下に「として貸し付ける場合」を加え、同項に次の二号を加える。

四 農商工等連携促進法第十一条第二項に規定する資金

五 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第八条に規定する資金

第二条第四項中「及び第二号」を、「第二号及び第四号」に改め、「資金」の下に「として貸し付ける場合」を加える。

第三条ただし書中「第七号」を「第八号」に、「あつては、」を「あつては」に、「場合に」を「場合に、第十号に掲げる者にあつては農林漁業バイオ燃料法第五条第三項第二号に掲げる措置を実施する場合に」に改め、同条第六号リ中「農業経営基盤強化促進基本構想において」を「農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に」に改め、同条に次の三号を加える。

九 農商工等連携促進法第四条第一項に規定する農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者又はその組織する団体

十 農林漁業・バイオ燃料法第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画の認定を

受けた農業者又はその組織する団体（これらの者の設立に係る同項の法人を含み、当該認定を受けた者又は当該法人が農林漁業・バイオ燃料法第二条第三項に規定する農業協同組合等である場合にあつては、その直接又は間接の構成員を含む。）

十一 農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた農商工等連携促進法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この号において「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者

第十条第一項中「第八条」の下に「（農商工等連携促進法第十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第十六条中「農業者」を「個人」に、「の」を「のいずれか」に改める。
第一号様式その二中「トナリ」を「トナリ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「者（以下）」を「者並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の認定中小企業者（以下）」に改める。

第二条第一項中「林業・木材産業改善措置（）」の下に「農商工等連携促進法第十二条第一項の規定により林業・木材産業改善措置とみなされる措置を含む。」を加え、

同条第三項を次のように改める。

3 貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年以内（次に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては、十二年以内（第四号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては、十五年以内）とする。

- 一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第一項に規定する資金
- 二 農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する農商工等連携事業計画に従つて実施される農商工等連携促進法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を実施するのに必要な資金
- 三 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第四条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含み、当該認定を受けた者又は当該法人が同法第二条第三項に規定する農業協同組合等である場合にあつては、その直接又は間接の構成員を含む。）が当該認定に係る同法第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画に従つて同法第二条第三項第二号に掲げる措置を実施するのに必要な資金
- 四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従つて同項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第百五十三号）第三条第一項に規定する資金
- 五 農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた農商工等連携促進法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この号において「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者

第六条中「第七条第一項」の下に「（農商工等連携促進法第十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）」を加える。

第七条第一項中「第八条」の下に「（農商工等連携促進法第十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「も」の下に「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二条第一項の認定中小企業者」を加える。

第二条の表経営等改善資金の項中「及び定速装置」を「定速装置及び発光ダイオード式集魚灯」に、「中核的漁業者協業体」を「経営改善取組漁業者団体」に改め、「本項」を「この項」に改め、「限る。以下同じ。」の下に「並びに農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた農商工等連携促進法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この項において「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」を、「及び協業体」の下に「並びに認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」を加え、「百二十万円とし」を「百二十万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき千三百万円とし」に、

七年以上（据置期間一年以上）を
含む。）

七年以上（据置期間一年以上）を
含む。）

を

七年以上（据置期間一年以上）を
含む。）。ただし、農工商等連
携促進法第四条第一項の認定を
受けた者が当該認定に係る同項
に規定する農工商等連携事業計
画に従って実施される農工商等
連携促進法第二条第四項に規定
する農工商等連携事業を実施す
るのに必要な資金（以下「農商
工等連携事業実施資金」とい
う。）として貸し付ける場合に
あつては九年以上（据置期間三
年以上）を、農林漁業有機物資
源のバイオ燃料の原材料として
の利用の促進に関する法律（平
成二十年法律第四十五号）第四
条第一項の認定を受けた者（そ
の者の設立に係る同項の法人を
含む、当該認定を受けた者又は
当該法人が同法第二条第三項に
規定する農業協同組合等である
場合にあつては、その直接又は
間接の構成員を含む。）が当該
認定に係る同法第四条第一項に
規定する生産製造連携事業計画
に従つて同法第二条第三項第二
号イに掲げる措置を実施するの
に必要な資金（以下「農林漁業
有機物資源生産措置実施資金」
という。）として貸し付ける場
合にあつては九年以上（据置期

七年以上（据置期間一年以上）を
含む。）として貸し付ける場
合にあつては九年以上（据置期

に改め、

「二年以上を含む。」の下に「。ただし、農工商等連携事業実施資金として貸し付ける場合にあつては五年以内（据置期間三年以内を含む。）を、農林漁業有機物資源生産措置実施資金として貸し付ける場合にあつては五年以内（据置期間一年以上を含む。）とする。」を加え、

十年以内（据置期間三年以上）を含む。）

十年以内（据置期間三年以上）を含む。）。ただし、農工商等連携事業実施資金として貸し付ける場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）を、農林漁業有機物資源生産措置実施資金として貸し付ける場合にあつては十二年以内（据置期間三年以上を含む。）とする。

を

に改め、

同表青年漁業者等養成確保資金の項の第三号中「中核的漁業者協業体」を「経営改善取組漁業者団体」に改め、「含む。」の下に「。ただし、農林漁業有機物資源生産措置実施資金として貸し付ける場合にあつては、十二年以内（据置期間三年以上を含む。）とする。」を加える。
第六条第一項中「第八条」の下に「農工商等連携促進法第十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を加える。

第一号様式中

10	冊	冊
10冊	冊	冊

を

10冊	冊	冊	冊
10冊	冊	冊	冊

に改

める。

第二号様式中

10冊	冊	冊	冊
-----	---	---	---

を

第10回	年 月 日		
第11回	年 月 日		
第12回	年 月 日		

に改める。

第三十号様式の欄中「第10回 年 月 日」を

「第10回 年 月 日

第11回 年 月 日 に改め、同様式の欄の沿岸漁業改善資金借用証

第12回 年 月 日」

書特約条項第一条中「の一」を「のいずれか」に改め、第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

- (3) 乙につき、仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 乙が、支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入つたとき。
- (5) 乙が、租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が、甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

第六十号様式及び第六十七号様式中「第10回 年 月 日」を

「第10回 年 月 日

第11回 年 月 日 に改める。

第12回 年 月 日」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

青森県知事 三 村 甲 五

青森県規則第十六号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一小柳団地の項中「三百四戸」を「二百八十八戸」に改め、「集会所」を削り、同表上平団地の項中「六十六戸」を「五十二戸」に改める。

別表第二浜の町団地の項中「（未舗装の駐車区画にあつては、八百戸）」を削り、同表白銀台団地の項中「（未舗装の駐車区画にあつては、千五百戸）」を削り、同表上平団地の項中「（未舗装の駐車区画にあつては、三百戸）」を削る。

第十四号様式中

	家賃の減免（徴収猶予）	敷金の減免（徴収猶予）
金 額	月額 円	円

を

	家 賃 敷 金
減免（徴収猶予）をする金 額	月額 円 円
減免（徴収猶予）後の額	月額 円 円

に改める。

第三十五号様式中

金 額	月額	円
-----	----	---

を

減免を する 金額	円	円
減免後の 使用料の 額	円	円

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第三号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

を

県道八戸野辺地線	青森県上北郡おいらせ町高田五七番地一から 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇番地一八七 まで
----------	---

県道八戸野辺地線	青森県上北郡おいらせ町高田五七番地一から 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇番地一八七 まで 青森県八戸市大字市川町字尻引前山三一番地二五五から
----------	--

に改め、同表県道八戸百石線の項の次に次のように加える。

青森県八戸市大字市川町字藁田柳八五番地一まで	県道八戸環状線	青森県八戸市大字市川町字長七合地二番地一四四から 青森県八戸市大字市川町字尻引前山三一番地二五五まで
------------------------	---------	---

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------